

令和 5 年 第 1 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 5 年 3 月 6 日 (月)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	令和 5 年 3 月 6 日 (月) 10 時 00 分
散 会	令和 5 年 3 月 6 日 (月) 11 時 49 分
出席議員	<p>議長 田 中 政 浩 1 番 原 田 邦 男</p> <p>2 番 池 松 和 彦 3 番 原 口 博 文</p> <p>4 番 原 田 宏 5 番 木 村 和 彦</p> <p>6 番 石 橋 里 美 7 番 柳 雅 明</p> <p>8 番 山 本 一 洋 9 番 石 丸 時 次 郎</p> <p>10 番 奥 村 忠 義 11 番 山 本 久 矢</p> <p>12 番 河 内 直 子 13 番 寺 原 裕 明</p>
出席議員数	14 名
欠席議員	なし
地方自治法 第121条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	<p>町 長 田 頭 喜 久 己 副 町 長 中 野 高 文</p> <p>教 育 長 宮 崎 敏 宏 総 務 課 長 川 波 剛</p> <p>企 画 課 長 亀 田 美 香 財 政 課 長 橋 本 照 美</p> <p>税 務 課 長 稲 葉 佳 奈 出 納 室 長 仲 村 浩 之</p> <p><small>住 民 課 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長</small> 小 川 真 一 健 康 課 長 村 山 弥 生</p> <p>環 境 防 災 課 長 尾 畑 正 行 建 設 課 長 行 武 一 洋</p> <p>都 市 計 画 課 長 古 川 秀 志 農 林 商 工 課 長 堀 内 明</p> <p>上 下 水 道 課 長 岡 部 裕 行 福 祉 課 長 神 崎 英 昭</p> <p>こ だ も 課 長 八 尋 福 由 教 育 課 長 宮 崎 宣 匡</p> <p>生 涯 学 習 課 長 吉 浦 高 幸</p>
欠 席 者	なし
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	<p>議会事務局長 山 本 孝</p> <p>議会事務局議会係長 田 中 晴 美</p>

会 議 録

令和5年第1回定例会

[開会日]

令和5年3月6日（月）

開 会	
議 長	総務課長
総務課長	<p>改めまして、おはようございます。</p> <p>ただいまより、町民憲章の朗読を行いたいと思いますので、皆様ご起立ください。</p> <p>私のほうで町民憲章を朗読させていただきます。本文のみでございます。皆様は黙読をお願いをしたいと思います。それでは、よろしく願いいたします。</p> <p>町民憲章</p> <p>一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、伝統と文化を守り育てる筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、平和を願い、命を大切にす筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、こどもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。</p> <p>以上でございます。ご協力ありがとうございました。</p> <p>ご着席ください。</p>
議 長	<p>それでは、皆さんおはようございます。</p> <p>本日の出席議員は14人につき、定足数に達しております。</p> <p>ただいまから、令和5年第1回筑前町議会定例会を開会いたします。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(10:00)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、</p> <p>1番 原田邦男議員及び2番 池松和彦議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2「会期の決定について」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日3月6日から17日までの12日間としたいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は、本日から3月17日までの12日間と決定をいたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を求めます。</p> <p>田頭町長</p>
町 長	<p>おはようございます。</p> <p>本日は、令和5年第1回の定例会を招集いたしましたところ、全員ご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>令和5年筑前町議会新体制での最初の定例会でございます。ここで、合併後の筑前町のまちづくり等について概略を述べてみたいと思います。</p> <p>国主導の下、平成17年3月に本町は、様々な選択肢がある中で、議論に議論を重ね三輪町、夜須町で合併することを決定いたしました。目的は、来るべき少子高齢社会への対応であります。組織を合理化し、専門性を高めるものであります。具体的には町長等4役8人を現在3人に、議員28名を14名とし、職員も230名を現在175名程度に削減しながらも、福祉部門等の充実を図ってまいりました。</p> <p>また、合併時に懸念されていた、町の中心部は栄えて周縁部が衰退するという課</p>

題にも、地域活性化を兼ねて、南に大刀洗平和記念館、北に道の駅みなみの里を整備しました。町の南北地域から地域振興の情報発信がなされ、町の知名度もアップしています。「食と平和」の拠点をつくることによって、旧三輪、夜須の共通のテーマを掲げ、新しい町の融和を促進するものでもございました。この両施設によって、交流人口が年間100万人から増加することになり、町の賑わいが創出され、町の誇りが醸成されつつあると思います。

さらに、合併特例債や基金を活用し、教育・子育て支援として、篠隈保育所整備、三輪小中学校校舎改築、夜須地区小中学校ランチルーム整備、光ファイバー網の整備、全教室への空調施設の整備や町村では配置されない指導主事を2名配置、アフタースクール事業、英語検定試験受験料無料化等、積極的に教育・子育て支援の充実促進を図りました。

併せて、上下水道の整備促進、バス停駐輪場の整備、合併のシンボル事業として南北線の道路新設と多目的運動公園ぽぽろ整備等を図り、住みやすさを追求してまいりました。

また、住民の利便性の向上と企業誘致推進のために、積極的に国・県に対し要望活動を行い、長年の課題であった国道200号バイパス、主要地方道久留米筑紫野線の4車線化の促進、県道77号線（山麓線）の全線開通等により、町の機能と魅力が大幅に向上いたしました。

さらに、本町の基幹産業である農業については、土地利用型の農業の推進、新たに園芸型農業促進のため、国・県等の補助事業等を積極的に活用し、スマート農業に向けての大型機械等の導入等を図ってまいりました。商工業につきましても、ふるさと納税や仕送り便の導入など新たな取り組みを実施中です。

また、合併以降、積極的に審議会、委員会等への女性の登用を進め、女性の登用率は県内でもトップクラスとなっております。

このようなまちづくりを進めるためには、将来の財政負担を十分に考慮することが重要です。健全財政の主要な指標である一般会計の借入金の残高は、平成21年度に192億円余りとなり、マスコミ等からも合併バブルと厳しく評価された時期もありましたが、その後、活性化策を促進しながらも借入金の発行額を抑制し、令和4年度末は121億円余りと、合併前の水準150億円以下までに改善いたしました。併せて、経常収支比率も大幅に改善いたしました。しかしながら、今後は人件費や物件費の高騰など大幅な経費の増大が予測されます。財政計画を策定し、財政運営指針の下に計画に沿った健全財政と地域活性化の両立を図る必要があります。

このように、特徴的なものを述べましたが、ほかにも様々な施策に取り組んでまいりました。その総合的な成果が定住人口の増加となって表れています。合併以降、様々なシンクタンクによる人口推計では、本町の将来人口は減少傾向となり、3万人を超える予測をした機関はなく、令和3年度においては、全国の自治体の約9割で人口が減少する状況の中で、本町は合併以降減少傾向であった人口が近年増加に転じ、1月末現在3万218人となっております。人口増は、町税の増収、地方交付税、地方消費税等の増嵩、さらには上下水道等の収支改善につながるとともに、民間事業所等の進出も促進され、健全財政と地域の活性化に大きく寄与します。

申し上げるまでもなく、国と地方の将来に向けての構造的な課題が人口減少問題であります。そのために、国・地方を挙げて取り組んでいる施策が地方創生であります。先ほども述べましたが、本町人口は微増ではありますが、増加傾向であります。これも先人のたゆまぬまちづくりの尽力、今を生きる住民の皆様の努力の成果であると言えます。もちろん、宅地化等の増加は様々な問題も発生しますが、適正

な人口規模は、町の将来の活力維持のために不可欠であり、これからも絶えず人口問題を念頭にまちづくりを推進する必要があると考えます。

以上、概括であります。合併以降のまちづくりを踏まえながら、令和5年度の主な事業について述べたいと思います。

現在の社会情勢に目を向けますと、令和5年度は日常生活に大きな変化がある年となります。新型コロナウイルス感染症対策において、国の指針が見直され、アフターコロナの社会として新たな局面に入ることが予測されます。また、10月からはインボイス制度も開始される見込みとなっています。エネルギー価格や食料品等の価格高騰は住民の皆様にとって大きな影響が出ています。このような状況を踏まえ、これまでと同様に住民の皆様の生活に寄り添った行政運営に努めてまいります。

令和5年度に実施を予定しているものをいくつか紹介しますと、まずは、町税・使用料等のキャッシュレス・コンビニ納付の開始です。これにより、今までよりも納付できる場所が増えるとともに、スマートフォンや決済アプリでの納付も可能となります。さらに、令和4年度から試験的に実施していますオンデマンドバスの運行も、令和6年度の本格的な運行に向け実証運行を開始します。あわせて、夜須地区における超高速光ファイバーも利用開始となります。こういった事業を実施することで、利便性の向上につながります。

また、国の施策であるデジタル化推進に対応するため、自治体DXの推進も実施いたします。ほかにも様々ございますが、2年後の令和7年3月に合併20周年を迎える筑前町をさらに魅力ある町として後世に引き継いでいくため、住民、議会、職員一丸となって努力していきたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、本日提案します議案等29件の説明を申し上げます。

諮問第1号、人権委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員である和田秀哉氏が令和5年6月30日をもって任期満了となるので、再任することについて議会の意見を求めるものです。

同意第2号、筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、筑前町固定資産評価審査委員会の委員である井手江美氏が令和5年3月31日をもって任期満了となるので、再任することについて議会の同意を求めるものです。

同意第3号、筑前町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることにつきましては、筑前町教育委員会教育長である宮崎敏宏氏が令和5年5月27日をもって任期満了となるので、再任することについて議会の同意を求めるものです。

同意第4号、筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、委員の任期が令和5年5月27日をもって任期満了となるため、新たな委員を任命することについて議会の同意を求めるものです。

同意第5号及び同意第6号、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会の委員の選任につきましては、委員の任期が令和5年3月31日をもって任期満了となるため、委員を任命することについて議会の同意を求めるものです。

議案第1号、町道の路線認定につきましては、道路法の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第2号、町道の路線変更につきましても、道路法の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第3号、筑前町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、筑前町地域公共交通会議設置要綱を定めたことにより、当該条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものです。

議案第4号、筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましても、筑前町地域公共交通会議設置要綱を定めたことにより、当該条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものです。

議案第5号、筑前町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定につきましては、「あかちゃんの駅事業」について、子育て世帯をより幅広く支援する事業とするため、当該条例の一部を改正しようとするものです。

議案第6号、筑前町手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものです。

議案第7号、筑前町めくばーる条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和5年4月からめくばり館の運営方法を変更するため、当該条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものです。

議案第8号、筑前町学童保育所条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和5年4月から三並小学校に新設する学童保育所を規定するため、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。

議案第9号、筑前町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものです。

議案第10号、筑前町安の里ふれあい農園の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定につきましては、筑前町安の里ふれあい農園の管理・運用方法を見直すことに伴い、当該条例を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものです。

議案第11号、筑前町消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消防団の団員確保に向けた処遇改善を図ることを目的とした国の指針に基づき、当該条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものです。

議案第12号、筑前町コスモスプラザ条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和5年4月から敬老館の運営方法を変更するため、当該条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものです。

議案第13号、令和4年度筑前町一般会計補正予算（第12号）につきましては、補正額4,705万2,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ139億2,656万2,000円とするものです。

減額補正する主なものは、私立保育所運営費負担金事務9,425万8,000円の減、園芸の生産振興事務3,341万8,000円の減、子育てのための施設等利用給付事業3,136万3,000円の減などで、増額補正につきましては、各種基金への積立1億9,409万5,000円、両筑平野用水事業4,366万4,000円、障害者自立支援給付費事業4,200万円、ため池特措法劣化状況評価及び地震耐性評価業務2,600万円、夜須中学校北側校舎外壁改修9,626万1,000円などを追加するものです。

議案第14号、令和4年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億20万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億4,917万9,000円とするものです。

議案第15号、令和4年度筑前町下水道事業会計補正予算（第3号）につしまし

ては、収益的収入の予定額を3,951万3,000円増額し、収益的収入総額を13億6,697万3,000円、資本的収入の予定額を2,360万円減額し、資本的収入総額を4億4,919万3,000円、資本的支出の予定額を2,529万1,000円減額し、資本的支出総額を7億9,573万5,000円とするものです。

議案第16号、令和4年度筑前町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入の予定額を230万2,000円増額し、5億857万6,000円、収益的支出の予定額を269万8,000円減額し、5億15万3,000円とするものです。

次に、議案第17号から議案第23号までの令和5年度筑前町一般会計予算をはじめとする7会計の予算編成方針について概要を説明いたします。

新型コロナウイルス感染症や物価・エネルギー価格高騰は、現在も町民の皆様の生活や飲食店をはじめとする事業所の皆様の活動に大きな影響を与えています。令和5年度予算は、このような状況の中でも住民サービスの水準を維持し、さらには、第2次筑前町総合計画で目指す将来像「緑あふれる 豊かで便利な とかいなか」実現に向け、着実に計画を推進するための予算編成といたしました。

総合計画推進施策といたしまして、政策「学ぶ」では、教育環境充実のため、スクールバス購入費の補助や電子黒板の更新、平和教育の推進では、戦跡保存公園整備の設計、文化の振興と歴史の継承では、花立山古墳群史跡指定調査。

政策「守る」では、防災・減災対策の充実のため、町内ため池の劣化状況調査等、機能的な都市・ゆとりある住まいの実現では、3D都市モデルの作成、環境保全・循環型社会の推進では、生ごみ処理容器や生ごみ処理機器購入の補助、太陽光発電・蓄電池など省エネ設備の設置に対する助成。

政策「稼ぐ」では、農林業の振興のため、改正食品衛生法により営業許可が必要となった農産物加工施設整備のための補助や町独自の有害鳥獣駆除報償金、商工業の振興では、ちくぜん食の仕送り便や住宅リフォーム補助事業、観光交流の推進では、目配山登山客や重要文化財である大己貴神社の観光客の駐車スペースを確保するための歴史の里公園駐車場再整備工事。

政策「支える」では、食育の推進のため、学校給食に地産地消メニューを追加することや、切れ目のない子育て支援では、待機児童解消のため東小田小学童保育所の増築、子育て世帯に町内産米を配布する育ち盛り子どもたちの「食」の応援事業。

政策「結ぶ」では、対話・共創の場の創出と活用のため、小中学校卒業生・卒園生に町内産イチゴを配布する元気づくり事業、移住・定住の促進では、筑前町誕生20周年事業の準備として映像制作を実施いたします。

令和5年度予算は過去2番目に大きい予算です。町民の皆様と一緒に筑前町の新時代を切り開くための予算編成としておりますので、引き続きのご理解とご協力をお願いいたします。

議案第17号、令和5年度筑前町一般会計予算については、予算総額133億2,605万8,000円で、前年度比4.0%の増、5億1,192万8,000円の増額となっています。

歳入につきましては、町税が33億6,063万5,000円で、前年度比5.3%増。財源構成については、自主財源が53億8,471万6,000円で、総予算の40.4%、依存財源が79億4,134万2,000円で、総予算の59.6%の編成となります。また、一般財源は88億8,027万2,000円となり、前年度比3.8%の増となっています。

歳出につきましては、人件費が職員給や会計年度任用職員の報酬・期末手当の増により、前年度比0.4%増、扶助費が主に保育所等運営委託料や障害者自立支援給

	<p> 付費の増額により前年度比7.0%増、公債費が前年度比2.9%減となったため、義務的経費は前年度比2.5%の増となっています。 投資的経費のうち、普通建設事業費は前年度比16.5%の増、災害復旧事業費は、前年度比94.9%減となったため、投資的経費は前年度比7.3%の増となります。 その他の経費のうち、投資及び出資金、並びに貸付金以外の経費である補助費等・物件費・維持補修費・積立金・繰出金が増となり、前年度比5.0%増となりました。特に補助費等の増が大きく、甘木・朝倉・三井環境施設組合負担金や光ファイバー設備譲渡負担金などにより、前年度比7.4%の増となっています。 議案第18号、令和5年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、予算総額32億2,607万4,000円、前年度比9.4%減、3億3,452万7,000円の減額となっています。歳出の主なもの、保険給付費22億1,099万2,000円です。 議案第19号、令和5年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、予算総額4億8,287万1,000円、前年度比8.5%増、3,790万6,000円の増額となっています。歳出の主なもの、後期高齢者医療広域連合納付金4億7,705万8,000円です。 議案第20号、令和5年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、予算総額1,055万5,000円、前年度比0.4%の減で、3万9,000円の減額となっています。 議案第21号、令和5年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算につきましては、予算総額187万8,000円、前年度比2.2%の減で、4万2,000円の減額となっています。 議案第22号、令和5年度筑前町下水道事業会計予算につきましては、収益的収入13億3,865万9,000円、収益的支出13億3,865万9,000円、資本的収入5億2,915万2,000円及び資本的支出8億7,545万3,000円の予定額となっています。 議案第23号、令和5年度筑前町水道事業会計予算につきましては、収益的収入5億1,097万円、収益的支出5億1,034万4,000円、資本的収入0円、資本的支出1億553万円の予定額となっています。 なお、議案第17号から議案第23号につきましては、今会期中に設置されます予算審査特別委員会で十分にご審議を賜りたいと存じます。 また、今会期中に追加議案の上程を予定していますので、このことにつきましても、よろしく願いいたします。 以上、開会にあたりましての挨拶と議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。 </p>
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第4	
議 長	<p> 日程第4 諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。 説明を求めます。 人権・同和対策室長 </p>
人権・同和対策室長	<p> おはようございます。 議案書3ページをお願いいたします。 諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」 人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。 </p>

	<p>本日提出、町長名でございます。</p> <p>氏 名 和田秀哉</p> <p>生年月日</p> <p>住 所 福岡県朝倉郡筑前町</p> <p>提案理由につきましては、町長説明のとおりでございます。</p> <p>和田秀哉氏の経歴につきましては、別途配付しております参考資料1ページに記載しておりますので、ご確認いただければと思っております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決します。</p> <p>諮問第1号は、推薦者を適任であることに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本件は適任であると決定をいたしました。</p>
日程第5	
議 長	<p>日程第5 同意第2号「筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>それでは、議案書の4ページをお願いいたします。</p> <p>同意第2号「筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」</p> <p>筑前町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。</p> <p>本日付提出で、町長名でございます。</p> <p>氏 名 井手江美</p> <p>生年月日</p> <p>住 所 福岡県福津市</p> <p>提案理由につきましては、先ほど町長が説明したとおりでございます。</p> <p>なお、井手氏の経歴等につきましては、別添参考資料2ページをご確認いただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>

	(質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 同意第2号「筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること について」を採決します。 同意第2号は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は同意することに決定をいたしました。
日程第6	
議 長	日程第6 同意第3号「筑前町教育委員会教育長の任命につき同意を求めること について」を議題とします。 宮崎敏宏教育長につきましては、議事進行上、退席を求めます。 (教育長退席)
議 長	それでは、説明を求めます。 総務課長
総務課長	それでは、議案書の5ページをお開き願いたいと思います。 同意第3号「筑前町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」 筑前町教育委員会教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運 営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。 本日付提出、町長名でございます。 氏 名 宮崎敏宏 生年月日 住 所 福岡県太宰府市 提案理由につきましても、町長が先ほど説明したとおりでございます。 なお、宮崎氏の経歴等につきましては、別添参考資料3ページをご確認いただき たいと思います。 以上です。 よろしく願います。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 同意第3号「筑前町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」 を採決します。 同意第3号は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。

	<p>したがって、本件は同意することに決定をいたしました。 宮崎教育長は席に戻っていただきます。 (教育長着席)</p>
日程第7	
議長	<p>それでは、日程第7 同意第4号「筑前町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。 説明を求めます。 総務課長</p>
総務課長	<p>それでは、議案書の6ページをお願いいたします。 同意第4号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」筑前町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。 本日付提出、町長名でございます。 氏名 東野正美 生年月日 住所 福岡県朝倉郡筑前町 提案理由につきましても町長が先ほど説明したとおりでございます。 なお、東野氏の経歴等につきましても別添参考資料4ページをご確認いただきたいと思っております。 以上でございます。 よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 河内議員</p>
河内議員	<p>東野正美さんは、筑前町子ども未来センター家庭児童相談員をされているんですけども、これは教育委員さんと兼任できるんですか。</p>
議長	<p>総務課長</p>
総務課長	<p>お答えしたいと思います。 兼任の役職につきましては、今回のこの役職は該当いたしておりませんので、兼任可能というふうに判断いたしております。 以上です。</p>
議長	<p>ほかにごございませんか。 (質疑なし)</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。 同意第4号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。 同意第4号は、これに同意することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。 したがって、本件は同意することに決定をいたしました。</p>
日程第8	
議長	<p>日程第8 同意第5号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選</p>

	<p>任について」を議題とします。 説明を求めます。 総務課長</p>
総務課長	<p>それでは、議案書の7ページをお開き願いたいと思います。 同意第5号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について」 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員に次の者を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。 本日付提出、町長名です。 氏 名 井上恒夫 生年月日 住 所 福岡県朝倉市 提案理由につきましても、町長が先ほど説明したとおりでございます。 なお、井上氏の経歴等につきましても、別添参考資料5ページをご確認いただきたいと思ひます。 以上でございます。 よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。 同意第5号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について」 を採決します。 同意第5号は、これに同意することに賛成の方は挙手願ひます。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。 したがって、本件は同意することに決定をいたしました。</p>
日程第9	
議 長	<p>日程第9 同意第6号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について」を議題とします。 説明を求めます。 総務課長</p>
総務課長	<p>議案書の8ページをお願いいたします。 同意第6号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について」 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会の委員に次の者を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。 本日付提出、町長名でございます。 氏 名 倉掛俊一 生年月日 住 所 福岡県朝倉郡筑前町 こちらの提案理由につきましても、先ほど町長が説明したとおりでございます。 なお、倉掛氏の経歴につきましても、別添参考資料6ページをご確認いただきたい</p>

	<p>いと思います。 以上でございます。 よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。 同意第6号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について」 を採決します。 同意第6号は、これに同意することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。 したがって、本件は同意することに決定をいたしました。</p>
日程第10～ 日程第25	
議 長	<p>次に、日程第10から日程第25までを、会議規則第35条の規定により一括議 題とします。 お諮りします。 一括議題とした日程第10 議案第1号から日程第25 議案第16号までは、 議案の説明のみを行いたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 それでは、順次議案の説明を求めます。 建設課長</p>
建設課長	<p>議案書の9ページをお願いいたします。 議案第1号「町道の路線認定について」 別紙のとおり町道路線を認定するものとする。 本日付提出、町長名でございます。 提案理由は、先ほどの町長説明のとおりです。 次の10ページに町道認定する13路線を上げておりますが、全て民間の開発に より新設した道路の寄附によるものでございます。町道として管理する必要がある と認められることから町道の路線認定を行うものでございます。 なお、具体的な箇所等につきましては、別途配付しております参考資料をご参照 ください。 続きまして、議案書の11ページをお願いいたします。 議案第2号「町道の路線変更について」 別紙のとおり町道路線を変更するものとする。 本日付提出、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほどの町長説明のとおりでございます。 次の12ページに変更する1路線を上げております。この路線につきましては、</p>

	<p>民間開発による町道の付け替えのための路線変更でございます。町道の一部を払い下げ、一体的に開発した後に、新設した道路の寄附を受けるものです。地元協議も調べており、機能上も問題ないと認められることから路線変更を行うものでございます。</p> <p>なお、具体的な箇所等につきましては、別途配付しております参考資料をご参照ください。</p> <p>以上でございます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議 長	企画課長
企画課長	<p>おはようございます。</p> <p>議案書の13ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号「筑前町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名です。</p> <p>提案理由につきましては、町長から説明がありましたので省略をさせていただきます。</p> <p>14ページでご説明をいたします。</p> <p>筑前町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。</p> <p>第2条において定める附属機関の表の下線部分の改正でございます。附属機関の名称を「筑前町公共交通活性化対策委員会」から「筑前町地域公共交通会議」に改め、担当事務を「公共交通活性化対策に関する事務」から「公共交通に関する事務」に変更するものです。</p> <p>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が令和2年に改正されたことに伴い、現行の組織を見直し、地域公共交通計画の策定、実施や、公共交通に関する様々な協議を行う法定協議会を新たに組織したことによるものです。</p> <p>附則、この条例は令和5年4月1日から施行する。</p> <p>以上、ご提案いたします。</p> <p>続きまして、議案書の15ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号「筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては、町長からご説明がありましたので省略をさせていただきます。</p> <p>16ページをお願いいたします。</p> <p>条例の新旧対照表でご説明をいたします。</p> <p>別表第1の下線部分の改正でございます。区分の名称を「筑前町公共交通活性化対策委員会」から「筑前町地域公共交通会議」に改め、報酬額の3,000円を3,000円から2万円に変更するものです。</p> <p>先ほどの議案第3号と同様に、組織の見直しにより名称が変更になったことに伴うものです。</p> <p>附則、令和5年4月1日からの施行です。</p> <p>続きまして、議案書の第17ページをお願いいたします。</p> <p>議案第5号「筑前町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名です。</p>

	<p>提案理由は、町長のご説明のとおりでございます。</p> <p>18ページをお願いいたします。</p> <p>筑前町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。</p> <p>第2条、事業の区分として、ふるさと応援寄附金を財源として実施する事業を第1号から第5号に定めております。そのうち、第4号、あかちゃんの駅事業について、一つの事業だけではなく、子育て世帯を幅広く応援していく事業に広げることを目的に、事業名を「子育て応援事業」に改めるものです。</p> <p>附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>以上、ご提案いたします。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	環境防災課長
環境防災課長	<p>それでは、議案書の19ページをお願いいたします。</p> <p>議案第6号「筑前町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名です。</p> <p>提案理由につきましては、事前に町長が説明したとおりですので省略させていただきます。</p> <p>議案書20ページをお願いいたします。新旧対照表となっております。</p> <p>筑前町手数料条例の一部を改正する条例。筑前町手数料条例の一部を次のように改正する。</p> <p>改正案をご覧ください。別表（第2条関係）の36事項の摘要欄中に「狂犬病予防法第4条第1項に規定する犬の登録。ただし、動物愛護及び管理に関する法律第39条の7第2項の規定が適用される場合を除く」を加えるものです。</p> <p>今回の一部改正につきましては、現行では、犬の所有者はその犬の所在地を管轄する市町村に犬を登録申請し、市町村はその犬の所有者に犬の鑑札を交付するものとなっております。今回、動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、令和4年6月1日から施行されたことに伴い、この特例通知制度に町が参加することで、犬猫に装着したマイクロチップを鑑札とみなすことができるというものでございます。犬の所有者は役場に来庁することなく、オンライン登録申請が可能となり、事務負担の軽減になります。</p> <p>現行の費用につきましては、登録手数料が1頭3,000円であり、マイクロチップ情報登録の際にも、オンライン申請で300円、紙申請の場合は1,000円の手数料を指定登録機関へ支払う必要があります。マイクロチップを装着した犬の所有者は、指定登録機関と町への手数料の納付が重複し負担となるため、マイクロチップを装着した場合は、町の犬登録手数料3,000円を免除するものでございます。</p> <p>最後に附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	福祉課長
福祉課長	<p>それでは、議案書21ページをお願いします。</p> <p>議案第7号「筑前町めくばー条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては、先ほどの町長説明のとおりでございます。</p> <p>議案書22ページをお願いします。</p> <p>こちらに、筑前町めくばー条例の一部を改正する条例、現行と改正案の対照表となっておりますのでございます。</p>

	<p>めくばーのめくばり館において、交流の場としてさらに利用しやすくするため、今回、入館料等を廃止し無料化しようとするもので、関係します条例の一部を改正するものでございます。</p> <p>第3条において、めくばり館（老人福祉センター）となっておりますが、現在、老人、高齢者のみならず利用は可能で、実情に合わせて、老人福祉センターを削除するものでございます。</p> <p>以下、23ページまで、めくばり館の使用料に係る規定を削除し、無料化するものでございます。</p> <p>附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。</p> <p>以上、説明を終わります。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
議 長	こども課長
こども課長	<p>それでは、議案書24ページをお願いいたします。</p> <p>議案第8号「筑前町学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について」標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては、町長が述べられたとおりでございます。</p> <p>25ページをお願いいたします。</p> <p>筑前町学童保育所条例の一部を次のように改正する。改正案と現行を比較してお示ししております。</p> <p>現行の別表（第2条関係）の学童保育所の名称及び位置について、三並小学校に学童保育所を新設したことにより、改正案に、名称、学童保育所みなみにこにクラブ、位置、筑前町三並1354番地を追記するものでございます。</p> <p>附則、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。</p> <p>以上になります。</p>
議 長	健康課長
健康課長	<p>議案書の26ページをお願いします。</p> <p>議案第9号「筑前町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由は、町長説明のとおりであります。</p> <p>27ページから28ページが新旧対照表となっております。</p> <p>今回の主な改正につきましては、提案理由の法改正により、令和5年4月より、重度障害者医療費制度においても介護保険施設等を居住地特例の対象とするものです。この新たな内容の変更条文が第13条であり、障害者施設等に入所した場合の特例として、養護老人ホーム、有料老人ホーム等の介護保険特定施設、指定介護老人福祉施設等の介護保険施設を加えることを定めているものです。これにより、先ほど申し上げた施設へ入所した場合は、入所前の市町村が医療費の支給決定を行うこととなります。</p> <p>そのほかの条文改正につきましては、文言の修正がなされ、適切な条文に改正するものです。</p> <p>最後に、附則として、この条例は令和5年4月1日から施行することとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>

議 長	農林商工課長
農林商工課長	<p>議案書の29ページをお願いいたします。</p> <p>議案第10号「筑前町安の里ふれあい農園の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について」</p> <p>標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては、町長説明のとおりでございます。</p> <p>30ページから31ページに今回改正します条例案を記載いたしております。</p> <p>本条例につきましては、合併したときに定めた条例でございまして、現在、ふれあい農園の運営を進める過程でいただいた利用者の方々からの貴重なご意見、ご質問を基に、今後、当条例を閲覧していただいた方に、今の実態をより分かりやすく情報発信するために精査並びに整理をさせていただき、今回、質的に既存の制度の基本を維持しつつ、他自治体の条例も参考しながら、ほぼ全面的に見直すことに至ったものでございます。</p> <p>それでは、条例の内容についてご説明をしたいと思っております。今回は全改正ですので、現条例からどう変わったのか分かりづらいと思っておりますので、改正前の条例は、別途お配りしております現条例資料（農林商工課分）との対比でご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>まず、別添資料の現条例の第1条の趣旨につきましては、内容の性質から、あえて条文に載せることが適切かどうかを検討し、さらに現在、管理規則でも同様な内容を定めておりますので、この現条文から今の管理規則と重複していることを加味いたしまして規則へ一本化し、現条例から削除いたしております。</p> <p>次に、議案書の改正案第1条、設置につきましては、別添資料の現条例の第2条の目的の条文を基本に現条例を継承しつつ、一部条文の文言及び内容の見直しをしております。</p> <p>次の議案書の改正案の第2条の名称及び位置につきましては、同じく別添資料の条例の第3条の設置から名称を変更しまして、今回改正案の内容は現条例の第3条と基本的にはほぼ同じ条文を継承いたしております。</p> <p>ただし、改正案の条例2条の1に記載しております「及び」からの番地で「497番地5」を追記いたしております。実態としまして、この番地につきましては現在、園内の共同倉庫、水場の土地で、ふれあい農園の一部として共同で利活用されておりますので、今回追加をさせていただいております。</p> <p>議案書の改正案第3条の利用許可は、別添資料の第4条の1項の最初の「ふれあい農園」という条文を、第1条の改正案に基づき「農園」という表記に変更した程度でございます。</p> <p>同じく第4条につきましても、別添資料の第7条の「ふれあい農園」という文字を「農園」という表記に表記した程度でございます。</p> <p>それから、議案書の改正案第5条の利用期間及び区画数につきましては、現条例に記載はございません。実際は規則等で明記していたものでございまして、利用者の方々から見て、現条例でより分かりやすく、かつ、条例の性質から明確化する必要がございましたので、新規として整理したものでございます。</p> <p>改正案の第6条の許可の取消し等につきましては、現条例では規則の行為での制限などがございますけれども、現条例では、違反したときの禁止事項等を厳守することや利用の取消し、利用の停止などの記載がございませんでしたので、今回の条例で明確化し、利用者側により分かりやすくするために、条例の性質からも条文化する必要がございましたので新たに明記したものでございます。</p>

	<p>第7条、利用料につきましては、別添の第5条の利用の額の条文を見直しております。これも「ふれあい農園」という文言を「農園」という表記に変更したものと、現条例の5条では月額表記と1年未満の使用料、年度途中で利用した場合の料金計算の明確な定めが明記されておりませんでしたので、改正案、条例2項で明記をしまして、利用者側により分かりやすいよう、現条例の見直しを含め、追記をいたしております。</p> <p>改正案の第8条の利用料の減免につきましては、別添資料の第6条の見出しの部分と条文の中の表記の使用料から利用料に変更したものでございます。</p> <p>第9条の原状回復の義務につきましては、現条例では記載がございませんでしたので、回復の義務として、農園の利用が終了した場合、利用者は原状回復にて返還するような旨を利用者側に分かりやすいように表記する必要があるございましたので、新たに明記したものでございます。</p> <p>改正案の10条、委任につきましては、現10条と変更はございません。</p> <p>最後に、現条例の第8条並びに第9条は、条例の制定の性質から考慮し、あえて載せるのが適正かどうかを検討しまして、今回の条例改正を機に見直しを行い、削除いたしております。</p> <p>改正案の附則、この条例は公布の日から施行する。</p> <p>以上でございます。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>
議 長	環境防災課長
環境防災課長	<p>議案書32ページをお願いいたします。</p> <p>議案第11号「筑前町消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては、事前に町長がご説明したとおりのため省略させていただきます。</p> <p>今回の一部改正につきましては、消防団員の処遇改善を図ることを目的とした国の指針に基づき、消防団員の災害時以外の出動報酬について改正をするものです。</p> <p>33ページをお願いいたします。新旧対照表となっております。</p> <p>筑前町消防団員の定数、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例。筑前町消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>改正案をご覧ください。</p> <p>報酬、第12条第2項に新たに第2号を設け、今まで費用弁償で支払っていた災害時以外の警戒及び訓練等の職務について、出動報酬として1回につき2,000円を設けたものです。</p> <p>第13条では、費用弁償の表記を旅費に改め、第1項を削除したものです。</p> <p>最後に、附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>
議 長	福祉課長
福祉課長	<p>それでは、議案書の34ページをお願いいたします。</p> <p>議案第12号「筑前町コスモスプラザ条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p>

	<p>提案理由につきましては、先ほど町長が説明いたしましたので省略します。町長説明のとおりです。</p> <p>議案書35ページをお願いします。</p> <p>筑前町コスモスプラザ条例の一部を改正する条例。</p> <p>現行と改正案の新旧対照表となっているところがございます。</p> <p>コスモスプラザ敬老館において、めくばり館同様に交流の場としてさらに利用しやすくするため、今回、入館料等を廃止し無料化しようとするもので、関係します条例の一部を改正するものがございます。</p> <p>第11条以下、37ページまで、コスモスプラザ敬老館使用料に関する規定を削除し、無料化するものです。</p> <p>なお、第21条管理委託につきましては、目標達成のための管理を筑前町社会福祉協議会以外にも委託しようとするため削除するものです。</p> <p>附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものがございます。</p> <p>以上、説明を終わります。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>財政課長</p>
<p>財政課長</p>	<p>議案書の38ページをお願いします。</p> <p>議案第13号「令和4年度筑前町一般会計補正予算（第12号）について」令和4年度筑前町一般会計補正予算（第12号）を別冊のとおり提出する。本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の令和4年度一般会計補正予算（第12号）をお願いします。</p> <p>1ページをお開きください。</p> <p>令和4年度筑前町の一般会計補正予算（第12号）は次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,705万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億2,656万2,000円とするものです。</p> <p>第2条の繰越明許費につきましては、6ページの第2表になります。</p> <p>令和4年度国の補正予算によるものなど、本年度中に支出が終わらない見込みのものについて、翌年度に繰り越して事業を行うものです。</p> <p>上から順に、肥料価格高騰対策事業2,273万5,000円、出産・子育て応援交付金事業285万5,000円、ため池特措法劣化状況評価業務及び地震耐性評価業務2,600万円、道路新設改良事業3,710万円、夜須中学校北側校舎外壁改修工事9,626万1,000円です。</p> <p>第3条の債務負担行為の補正につきましては、7ページ、第3表になります。</p> <p>旧三輪衛生施設組合汚染負荷量賦課金について。期間は、令和5年度から汚染負荷量賦課金の納付義務が消滅する年度まで。限度額、汚染負荷量賦課金のうち筑前町が負担すべき額を債務負担行為として追加設定するものです。</p> <p>第4条の地方債の補正につきましては、8ページの第4表になります。</p> <p>追加の防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債は、限度額を8,210万円とするものです。</p> <p>変更の臨時財政対策債は限度額を1億1,822万4,000円に減額、一般会計出資債は限度額を1,430万円に減額、公共事業等債は限度額を6,490万円に増額、災害復旧事業債は限度額を3,990万円に減額するものです。</p> <p>9ページが歳入、10ページが歳出の総括表です。</p> <p>それでは、事業別明細表により、歳出のほうから説明いたします。17ページを</p>

	<p>お願いします。</p> <p>減額につきましては、額の確定及び決算見込みにより不用額を減額するものです。増額の主なものを説明いたします。18ページをお願いします。</p> <p>2款1項2目文書広報費、補正額50万円は、広報印刷製本費を増額するものです。</p> <p>6目財政調整基金費から、19ページの17目そったく基金費まで及び20ページの37目観光振興基金費、39目新型コロナウイルス感染症対策基金費については、元金及び利子積立金を増額するものです。</p> <p>18ページに戻っていただきまして、6目財政調整基金費の元金積立金1億1,738万9,000円は、前年度繰越金の2分の1を積み立てるもの、10目公共施設等整備基金費の元金積立金7,065万2,000円は、今後の施設改修のために積み立てるものです。</p> <p>22ページをお願いします。</p> <p>3款1項1目社会福祉総務費の27節繰出金は、国保基盤安定負担金が1万円の増、国保特別会計繰出金（法定外）が68万7,000円の増です。</p> <p>24ページです。</p> <p>3款1項6目障害者福祉費の11節役務費4万円、19節扶助費4,196万円の増額は、障害者自立支援給付費の増によるものです。</p> <p>25ページです。</p> <p>3款2項2目児童措置費の18節負担金補助及び交付金は、保育補助者雇上強化事業補助金が263万4,000円の増、保育事業者に対し保育補助者の雇い上げに必要な費用を支援するものです。</p> <p>26ページです。</p> <p>4款1項2目母子衛生費12節委託料164万円、13節使用料及び賃借料121万5,000円の増額は、子育て支援アプリ導入業務委託料及び使用料を増額するものです。</p> <p>5目環境衛生費18節負担金補助及び交付金の上下水道事業繰出負担金225万9,000円、基礎年金拠出金繰出負担金4万3,000円の増額は、水道会計への繰出金を増額するものです。</p> <p>27ページです。</p> <p>5款1項5目農地費18節負担金補助及び交付金の水利施設管理強化事業補助金80万4,000円は、国補正予算に伴い増額するものです。県土地改良事業団体連合会負担金8万7,000円、両筑平野用水県営二期事業負担金4,328万5,000円、小石原川第2地区事業負担金29万2,000円は、令和5年度事業の一部が前倒しで補助事業対象となったことにより、県への負担金を増額するものです。</p> <p>6目農業土木費12節委託料は、ため池特措法劣化状況評価業務委託料400万円及び地震耐性評価業務委託料2,200万円の増額です。</p> <p>28ページです。</p> <p>5款2項1目林業総務費19万6,000円の増額は、福岡県治山林道協会会費の増によるものです。</p> <p>32ページをお願いします。</p> <p>9款6項夜須中学校費9,626万1,000円の増額は、北側校舎外壁改修に要する監理業務委託料及び工事請負費を増額するものです。</p> <p>次に、歳入の主なものを説明します。11ページをお願いします。</p> <p>6款法人事業税交付金2,649万2,000円の増額は、実績によるものです。</p> <p>12款地方交付税8,832万1,000円の増額は、国の令和4年度補正予算（第</p>
--	---

	<p>2号)により、普通交付税の再算定が行われたことによるものです。</p> <p>14款分担金及び負担金は、1項、2項合わせて287万9,000円の減額です。</p> <p>1項5目農業水利施設保全対策事業分担金432万9,000円の増は、両筑平野用水事業における両筑土地改良区からの分担金です。</p> <p>15款使用料及び手数料は、めくばーる学習館、公民館支館などの社会教育施設使用料及び12ページの学校体育施設や多目的運動公園などの体育施設使用料の増により91万5,000円の増額です。</p> <p>16款国庫支出金の1項、2項合わせて3,685万1,000円の増額です。</p> <p>主なものは、障害者自立支援給付費等負担金2,098万円の増、個人番号カード交付事務費補助金307万6,000円の増、出産・子育て応援交付金2,513万1,000円の増は子育て支援アプリ経費に対する補助及び県支出金の一部を組み替えるもの、社会資本整備総合交付金1,218万9,000円は町営住宅団地改修に対する補助、学校施設環境改善交付金2,650万円は夜須中学校北側校舎外壁改修に対する補助、消防団施設整備費補助金164万9,000円は県支出金から組み替えるものです。</p> <p>主な減額が、保育所運営費負担金2,697万3,000円の減、子育てのための施設等利用給付交付金が、民生費、教育費合わせて1,855万4,000円の減です。</p> <p>13ページから14ページの17款県支出金の増減額についても、決算見込みによるものです。</p> <p>18款1項財産運用収入566万4,000円は、債券運用利子収入による増額。</p> <p>15ページの2項財産売払収入958万6,000円は、町有地売払収入の増額によるものです。</p> <p>19款寄附金は110万円の増額です。そのうち、ガバメントクラウドファンディング寄附金71万円の増は、実績によるものです。</p> <p>20款2項基金繰入金は、1節財政調整基金繰入金7,540万円の減を除いた他の減額は、対象事業の決算見込みによるもの。</p> <p>16節観光振興基金繰入金100万円の増は、篠隈新道バス停更新事業に繰り入れるものです。</p> <p>22款諸収入は203万4,000円の減額です。そのうちの主な増額は、16ページの後期高齢者医療過年度療養給付費負担金返還金が273万4,000円の増、デジタル基盤改革支援補助金が100万円の増額です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議 長	健康課長
健康課長	<p>議案書の39ページをお願いします。</p> <p>議案第14号「令和4年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」</p> <p>令和4年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）をお願いいたします。</p> <p>1ページです。</p> <p>令和4年度筑前町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億20万6,000円を減額</p>

	<p>し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億4,917万9,000円とする。本日付、町長名でございます。</p> <p>事項別明細書で説明いたします。7ページをお開きください。</p> <p>まず、歳出からご説明いたします。</p> <p>減額補正につきましては、額の確定及び決算見込みによるもので、詳細説明は金額の大きいもののみとさせていただきます。増額補正は1件です。</p> <p>2款保険給付費1項一般被保険者療養給付費1億5,000万円の減額補正は、当初予算編成時は、令和3年度の給付費の伸びが大きかったため本年度も給付費が伸びると見込んでおりましたが、コロナ禍以前の給付費とほぼ同じ程度での給付が見込まれるため減額補正をするものです。これと同じ理由により、2款2項一般被保険者高額療養費も5,000万円減額補正を行います。</p> <p>次に、8ページをお願いいたします。</p> <p>7款1項国民健康保険事業運営基金積立金19万5,000円の増額補正です。これは、基金利子の増額が見込まれることによるものです。</p> <p>次に、歳入の6ページをお願いいたします。</p> <p>歳出と同じく額の確定及び決算見込みによる計上であり、大きなものは6款1項保険給付費等交付金2億円の減額は、歳出で説明しました療養給付費の減額に伴うものです。</p> <p>10款1項その他一般会計繰入金68万7,000円の増額は、自治体独自の公費助成により、国の減額調整措置として補助対象外となった療養給付費の影響分を一般会計より繰り入れするものです。</p> <p>以上で、今議会において補正予算をお願いする国保特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	上下水道課長
上下水道課長	<p>上下水道課でございます。</p> <p>まず、議案書40ページをお願いいたします。</p> <p>議案第15号「令和4年度筑前町下水道事業会計補正予算（第3号）について」令和4年度筑前町下水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の令和4年度筑前町下水道事業会計補正予算書（第3号）をお願いいたします。</p> <p>1ページをお開きください。</p> <p>令和4年度筑前町下水道事業会計補正予算（第3号）。</p> <p>第1条、令和4年度筑前町下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第2条、令和4年度筑前町下水道事業会計補正予算第3条に定めた収益的収入及び収益支出の予定額を次のとおり補正する。</p> <p>収入です。第1款第1項営業収益を500万円、第3項特別利益を3,451万3,000円それぞれ増額し、収入総額を13億6,697万3,000円とするものでございます。</p> <p>続きまして、支出です。第1款第1項営業費用60万円を減額、第3項特別損失を60万円増額し、支出総額を13億2,746万円とするものでございます。</p> <p>2ページをご覧いただきたいと思います。</p> <p>第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。資本的収入額が資本的支出に対して不足する額3億4,654万2,000</p>

円は、過年度分損益勘定留保資金4,243万8,000円、当年度分損益勘定留保資金3億410万4,000円で補填するものでございます。

収入です。第1款第1項企業債2,360万円を減額し、収入総額を4億4,919万3,000円とするものでございます。

支出です。第1款第1項建設改良費2,529万1,000円を減額し、支出総額を7億9,573万5,000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。第1号、職員給与費、既決予定額から280万円減額し、4,546万7,000円とするものでございます。

続きまして、補正の内容について説明させていただきますけれども、先ほどの第4条は、第2条の収益的収支に含まれておりますので、併せて説明をさせていただきますと思います。

19ページをお開きください。

1款1項1目使用料です。これまでの実績及び決算見込みにより500万円増額補正するものでございます。

20ページをご覧ください。

3項特別利益2目過年度損益修正益でございます。筑前町が加入しております宝満川上流流域下水道へ毎年維持管理負担金を支払っておりますけれども、令和3年度決算におきまして余剰金が発生し、精算するにあたり返還金として受け入れることとなったため、3,451万3,000円増額するものでございます。

21ページをお開きいただきたいと思います。

支出でございます。

1款1項2目処理場費21節委託料です。額が確定をしておりますので、160万円減額するものでございます。

22ページをご覧ください。

4目総係費1節報酬、2節給料、5節法定福利費、7節退職負担金でございます。これが先ほどの第4条、職員給与費に該当するものでございます。職員給与費につきましては、令和4年度の人事異動等により合計で280万円の減となっております。詳細につきましては、10ページから12ページに給与費明細書を添付しておりますので、お読み取りいただきたいと思います。

23ページをご覧ください。

2行目、36節貸倒引当金繰入額、こちらを380万円、中段辺りにあります3項9目その他特別損失60万円を増額するものでございます。こちらにつきましては、不納欠損による損失に備えるため回収不能見込額を補正するものでございます。

続きまして、24ページをご覧ください。

資本的収入です。

1款1項1目建設改良企業債でございますけれども、本町の工事費、流域下水道建設負担金の確定に伴いまして2,360万円減額し、6,760万円とするものでございます。

25ページをお開きいただきたいと思います。

支出でございます。

1款1項1目施設整備費23節工事請負費1,170万円の減額、同項2目流域下水道建設費負担金28節負担金1,359万1,000円の減額につきましては、本町と県、それぞれ今年度の工事費が確定いたしましたので減額をするものでございます。

以上で、筑前町下水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書の41ページをお願いいたします。

議案第16号「令和4年度筑前町下水道事業会計補正予算（第1号）について」

令和4年度筑前町下水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

本日付、町長名でございます。

別冊の令和4年度筑前町下水道事業会計補正予算書（第1号）をお願いいたします。

1ページをお開きいただきたいと思います。

令和4年度筑前町下水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和4年度筑前町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度筑前町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款第2項営業外収益230万2,000円を増額し、収入総額を5億857万6,000円とするものでございます。

支出です。

第1款第1項営業費用を279万8,000円減額、第3項特別損失を10万円増額し、支出総額を5億15万3,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。

第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり改める。第1号、職員給与費、既決予定額から279万8,000円減額し、4,392万円とするものでございます。

第4条、予算第8条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり改める。第1号、高料金対策費等としての経費、既決予定額から230万2,000円増額し、6,093万2,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、第3条、第4条ともに第2条の収益的収支に含まれますので、併せて説明をさせていただきたいと思います。

13ページをお開きいただきたいと思います。

収入でございます。

第1款2項2目他会計補助金でございますけれども、これが先ほどの第4条にあたります。高料金対策費等としての経費となっておりますけれども、総務省の通達にて、令和4年度の基準額が確定したことで230万2,000円増額となり、収益的収入合計は5億857万6,000円となっているものでございます。

15ページをお開きいただきたいと思います。

支出です。

1款1項3目総係費2節手当、5節法定福利費、9節退職負担金、こちらが先ほどの第3条、職員給与費にあたるものとなります。令和4年度の人事異動により合計で279万8,000円の減額となるものでございます。詳細につきましては、7ページ、8ページに給与費明細書を添付しておりますので、お読み取りいただきたいと思います。

最後に17ページをお開きいただきたいと思います。

ちょうど中ほどになるかと思いますけれども、5目その他特別損失10万円でございますが、こちらも下水道事業会計と同様に、不納欠損による損失に備えるため見込額を補正するものでございます。

以上で、水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきたいと思います。

	います。 よろしくお願いいいたします。
議 長	議案の説明が終わりました。
日程第26～ 日程第32	
議 長	次に、日程第26から日程第32までを、会議規則第35条の規定により一括議題とします。 お諮りします。 一括議題とした日程第26 議案第17号から日程第32 議案第23号までは、全議員の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いを。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、そのように決定をいたしました。 ここで、予算審査特別委員会委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。 山本一洋議員
山本一洋議員	予算審査特別委員会委員長に副議長であります寺原議員、副委員長に総務建設常任委員長であります柳委員を推薦いたします。
議 長	ただいま、山本一洋議員から発言がありましたように、委員長に寺原裕明副議長、副委員長に柳雅明総務建設常任委員会委員長ということでございます。 これにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 それでは、寺原裕明副議長、予算審査特別委員会委員長の挨拶を演壇にてお願いいたします。
寺原議員	ただいま予算審査特別委員会が設置され、私が委員長に指名されました。 少子高齢化による地方の過疎化、高齢化が深刻になる中、異常気象による自然災害が毎年のように発生しており、また、新型コロナウイルス感染症は長期にわたり町村の行財政運営に影響を及ぼしています。住民生活の安心と安全を確保すること、また、持続可能な地域社会の確立を目指して、来るべき新しい時代における様々な可能性を受け入れるための体制整備を進めていく必要があります。我々筑前町議会も、これらの課題にしっかりと取り組む覚悟です。 町執行部におかれましては、厳しい財政状況の中、住民福祉の増進と地域発展に寄与するものとして確信を持って予算案を提出されたものと思いますが、議会は議会の立場として、その施策や予算は適正・適切であるか、十分に論議を重ねたいと思います。 限られた審査期間でありますので効率的に委員会が運営できますよう、議員各位のご理解とご協力をお願いいたしまして委員長就任の挨拶といたします。 どうぞよろしくお願いいいたします。
散 会	
議 長	委員長就任の挨拶が終わりました。 以上で本日の日程は全部終了いたしました。 本日はこれにて散会いたします。 お疲れさまでした。 <div style="text-align: right;">(1 1 : 4 9)</div>